

府中市建設工事抽選一抜け方式入札取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、入札の意義を尊重しつつ事業者の幅広い受注機会の確保を図るため、府中市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の競争入札に係る抽選時に行う一抜け方式（以下「抽選一抜け方式」という。）による入札の方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「抽選一抜け方式」とは、当該方式を適用する一連の入札において、あらかじめ定めた入札の執行順序により、入札の執行順序が上位の工事で、抽選で落札候補者となった者のその後の抽選による入札を無効とし、他の応札者から落札候補者を順次決定する入札方式をいう。

(対象案件)

第3条 次に掲げる全ての要件に該当する複数の建設工事のうち府中市建設工事入札参加資格等審査会設置要綱（昭和57年府中市告示第53号）に規定する建設工事入札参加資格等審査会で決定した建設工事について、抽選一抜け方式の対象とするものとする。

- (1) 同一日に公告し、かつ同一日に開札する入札であること
- (2) 落札者の決定方法が総合評価落札方式によらない価格競争方式の案件であること
- (3) 工事の種類（入札参加資格の認定業種）、入札方式が同一の案件であること

(留意事項)

第5条 抽選一抜け方式の適用にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 入札公告又は指名通知時に当該案件が「抽選一抜け方式の対象工事」であることを明示すること。
- (2) 開札の順位は、原則として請負対象設計金額の高い順に設定するものとする。
- (3) 入札において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格のうち最も低い価格（以下「最低価格」という。）が複数あり抽選となる場合に抽選一抜け方式を適用する。
- (4) 落札候補者の決定は、原則として開札順に行うものとする。なお、再度入札に付す場合も同様とする。
- (5) 一連の抽選一抜け方式においては、同額抽選により1者が落札候補者となることができる対象工事の件数は1件までとする。
- (6) 開札にあたっては、先に開札を執行した入札の落札候補者を含む有効な入札をすべて開札する。先の入札において抽選一抜け方式適用工事で落札候補者となった者が、以後の抽選一抜け方式適用工事に係る入札の落札候補者になったときはこれを無効とし、次順位者を落札候補者とする。

(7) 抽選一抜け方式の適用により、無効となる入札を除くと最低価格による入札が残らない場合には、当該案件は抽選一抜け方式を適用しないものとする。

(8) 事後審査の結果、落札候補者が資格要件を満たさないと認められた場合は、次順位者を落札候補者とする。この場合、当該決定は他の案件の落札結果等に影響を及ぼさないものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、抽選一抜け方式の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。